

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

令和5年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班

令和5年8月

1. 基準に関する留意点について

(1) 人員に関する基準

福祉用具専門相談員の員数

- ・ 事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上。
(居宅基準第194条・第208条及び予防基準第266条・第282条)
- ・ 当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合は、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。

福祉用具専門相談員の資格要件 (介護保険法施行令第4条第1項)

福祉用具専門相談員の資格要件は、下記のいずれかに該当する者

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、福祉用具専門相談員指定講習会修了者

管理者 (居宅基準第195条・第209条、予防基準第267条・第283条)

事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の者を1名。ただし、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理上支障がないと認められる範囲内において、他の事業所、施設等の管理者又は従業員としての職務に従事することができる。

(留意点)

○訪問介護の場合と同趣旨

(2) 設備に関する基準

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有する(プライバシーの保護に配慮しスペースを確保する)ほか、福祉用具貸与等の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、福祉用具貸与事業者においては、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しなくても差し支えない。

【福祉用具貸与】

前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっている。

福祉用具の保管のために必要な設備

- ・清潔であること。
- ・既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること。

福祉用具の消毒のために必要な器材

当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(留意点)

- 指定(更新)手続きにおいて、福祉用具が適切に保管されていることを確認するため、福祉用具の保管場所の写真の提出を求めているので、添付漏れの内容留意すること。

(3) 運営に関する基準

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取扱方針 福祉用具貸与・特定福祉用具販売】
(居宅基準第 199 条、第 214 条、予防基準第 278 条・第 291 条)

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

一．福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具貸与計画又は福祉用具販売計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格(福祉用具貸与のみ)等に関する情報を提供し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、個別の福祉用具の貸与又は販売に係る同意を書面により得るものとする。

【居宅基準第 199 条第 1 号、第 214 条第 1 号】

二．福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、定期的点検を行う。

三．福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。【居宅基準第 199 条第 3 号、第 214 条第 3 号

「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

【福祉用具貸与】

福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

【居宅基準第 199 条第 4 号】

居宅基準第 199 条第 4 号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。【解釈通知第 3 の 1 1 の 3 (3) 】

修理は、専門的な技術を有する者(他の業者等)に行わせても差し支えないが、その場合も福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。

【福祉用具貸与】

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

【居宅基準第 199 条第 6 号】

介護予防福祉用具貸与計画又は特定介護予防福祉用具販売計画の作成

【介護予防福祉用具貸与】

【予防基準第 278 条の 2・第 292 条】

- 一 . 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- 二 . 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 三 . 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うもので

あり、必要に応じて行うこととしている。

ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

【予防解釈通知第4の3の11(3)】

運営規程【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第200条(第216条準用) 予防基準第270条(第289条準用))

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

ア～ウ 略

エ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

指定福祉用具貸与の提供方法とは、福祉用具の選定の援助、納品および使用方法の指導の方法等を指すものいう。

その他の費用の額としては、基準第197条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額に規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定方式(利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等)及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

オ～キ 略

(3) 介護給付費の取扱い

サービス種類相互の算定関係

特定施設入居者生活介護費(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)
又は認知症対応型共同生活介護費(短期利用認知症対応型共同生活介護費算定を算定する場合を除く。)
地域密着型特定施設入居者生活介護費(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)
若しくは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定している場合は、福祉用具費は算定しない。

軽度者に係る福祉用具貸与について

軽度者(要介護1、要支援1及び2の者)に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置」(以下「対象外種目」という)に対しては、原則として

算定できない。また、「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかし、利用者告示第31号のイ(別表1)で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	<input type="checkbox"/> 日常的に歩行が困難な者 <input type="checkbox"/> 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	<ul style="list-style-type: none"> ・基本調査1-7「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	<input type="checkbox"/> 日常的に起きあがり困難な者 <input type="checkbox"/> 日常的に寝返りが困難な者	<ul style="list-style-type: none"> ・基本調査1-4「3. できない」 ・基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	・基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	<input type="checkbox"/> 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 <input type="checkbox"/> 移動において全介助を必要としない者	<ul style="list-style-type: none"> ・基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は ・基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 又は ・基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 ・その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 ・基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	<input type="checkbox"/> 日常的に立ち上がり困難な者 <input type="checkbox"/> 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・基本調査1-8「3. できない」 ・基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	<input type="checkbox"/> 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	<input type="checkbox"/> 排便が全介助を必要とする者 <input type="checkbox"/> 移乗が全介助を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・基本調査2-6「4. 全介助」 ・基本調査2-1「4. 全介助」

月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。なお、

介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

その他の留意点

- ・身体障害者用物品に該当しない福祉用具の貸与について、消費税相当額を含めた費用の総額が保険給付の対象となる。
- ・消費税相当額を含んだ利用料等の総額表示を行う。
- ・車いす、特殊寝台等の付属品の貸与費は、車いす等の本体と一体的に使用した場合（既に購入又は介護保険法以外の法による給付を受けている利用者に対して付属品のみを貸与した場合を含む。）に算定できるものとし、付属品のみを貸与はできない。
- ・複数の福祉用具の貸与を受けると割引になる場合（いわゆるセット割引）については、予め減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能となった。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて、令和5年5月1日付け厚生労働省老健局事務連絡により、臨時取扱いの終了や継続となっているものがあります。

Q - 1 特定（介護予防）福祉用具販売について、年度内に福祉用具を購入しようとしたものの、新型コロナウイルス感染症の発生の影響により福祉用具の調達が困難であることを理由に、年度内購入ができない場合にも、柔軟な取扱いは可能か。

（厚生労働省事務連絡 第5報 問5）

令和5年5月8日以降終了

~~A - 1 新型コロナウイルス感染症の発生の影響により福祉用具の購入ができなかった場合において、実際の購入が次年度であったとしても、特定（介護予防）福祉用具販売計画などで年度内の購入意思が確認されたときには、年度内の限度額として保険給付することが可能である。~~

Q - 2 福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成において、利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得ることとされているが、現下の状況により、対面が難しい場合、電話・メールなどの活用は可能か。

（厚生労働省事務連絡 第8報 問2）

令和5年5月8日以降終了

~~A - 2 貴見のとおり。感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。~~

Q - 3 福祉用具貸与のモニタリングについて、厚生労働省事務連絡第4報問11の居宅介護支援のモニタリングと同様の取扱いが可能か。

(厚生労働省事務連絡 第8報 問3)

令和5年5月8日以降終了

~~A - 3 貴見のとおり。利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟な取扱いが可能である。~~

Q - 4 福祉用具貸与の消毒において、令和2年4月7日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」において示されている、「消毒・清掃等の実施」と同様の取扱いが可能か。

(厚生労働省事務連絡 第8報 問4)

コロナ特例取扱いとしては、終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの。

A - 4 貴見のとおり。次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させること等を想定している。

事務連絡
令和5年8月9日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

「介護機器の安全利用に関する情報の整理・報告・発信」について
「事故及びヒヤリハット情報」の収集に対するご協力をお願い

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

高齢化社会の進展に伴い、近年、在宅・施設を問わず、介護機器を使用する機会は増加しており、令和3年度の介護報酬改定に関する審議報告では、「福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市区町村等においてどのような内容の情報が収集されているか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体が連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、今後、更なる効果的な取組を検討すべき。」となされたところです。

こうした背景のもと、当課では昨年度に引き続き、福祉用具・介護ロボット実用化支援事業の一環として、受託者である公益財団法人テクノエイド協会において、介護機器の安全利用に関する「事故及びヒヤリハット情報」を収集し、介護現場で起こる可能性のある事故や怪我などを未然に防止するため、事例を作成し情報発信等を強化しております。

「事故及びヒヤリハット情報」の収集に対するお願いにつきましては、令和5年6月12日付、テクノエイド協会の事務連絡により、別添のとおり各都道府県へ依頼しているところですが、当課といたしましても、本取組の趣旨をご理解賜り、管内の市区町村及び介護保険関係事業者に対して広く別添の内容を周知いただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

なお、本内容は、市区町村にも送付しておりますことを申し添えます。

○掲載先（テクノエイド協会ホームページ）

<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/offer.html>

○本内容に関する問い合わせ

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 伊東・松本

電話：03-3266-6883 e-mail：robocare@techno-aids.or.jp

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係

電 話 : 03-5253-1111 (内 3985)

e-mail : fukushiyougu@mhlw.go.jp

(写)

令和5年6月12日
事務連絡

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

公益財団法人テクノエイド協会
常務理事 黒岩 嘉弘

「介護機器の安全利用に関する整理・報告・発信」について
「事故及びヒヤリハット情報」の収集に対するご協力をお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、公益財団法人テクノエイド協会（以下「当協会」）では、厚生労働省老健局から受託して「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」を実施しているところですが、昨年度に続き、本事業の一環として「**介護機器の安全利用に関する事故及びヒヤリハット情報**」を収集することと致しました。

本内容は、当協会のホームページに掲載し、広く情報提供を呼び掛けているところですが、「**別添資料**」をご参照いただき、本取組みの趣旨をご理解賜り、管内の市町村及び介護保険にかかわる高齢者介護サービス事業者様に対して、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 目的

本事業では、福祉用具・介護ロボット（以下「介護機器」）の利用に関わる「事故及びヒヤリハット情報」を収集し、介護現場で起こる可能性のある事故や怪我などを未然に防止するため、事例を作成し発信するものです。

当協会では、これまでに397事例を作成し、ホームページや冊子を通じて情報提供しております。

テクノエイド協会 福祉用具ヒヤリハット情報

<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>



2. 情報提供に関する周知について

本年度より、専用のホームページを設けて情報収集しておりますので、管内の市町村及び関係事業者様に対して周知をお願いいたします。

3. 情報提供の方法について

(1) 市町村職員の皆様

令和3年3月19日に厚生労働省（老高発0319第1号他）が発出した「介護保険施設等における事故の報告様式」又は、独自の様式がある場合には、個人を特定する情報等を「黒塗り」して、そのまま提供してください。

(2) 高齢者介護サービス事業者の皆様

定型フォーマット(※)による提供又は、協会HPに設置した入力フォームへ直接書き込みしてください。<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/offer.html>

なお、当協会では昨年度までの情報提供の中から、既に397事例を作成し協会HPを通じて提供しております。利用シーンや利用場所、福祉用具等の種別毎に閲覧できますので、ご確認のうえご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、当協会では重症事故に限定しないで、ヒヤリハット情報の収集にも努めておりますので、併せてご確認ください。

(※) 定型フォーマット: 「事故及びヒヤリハット情報」提供シート (Excel)

4. 情報提供の受付期間

令和5年6月15日(木)～令和6年3月1日(金)

※これ以降も継続して情報収集いたします。

5. 情報の提供先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 伊東・松本・五島(ごしま)

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

電話番号: 03(3266)6883

電子メールアドレス: robocare@techno-aids.or.jp

(本内容に関する問い合わせ)

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 伊東・松本・五島(ごしま)

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

電話番号: 03(3266)6883

電子メールアドレス: robocare@techno-aids.or.jp

介護機器の安全利用に関する「事故及びヒヤリハット情報」 収集・提供について

1. 背景・目的

少子高齢化が進展するなか、75歳以上の高齢者が増加し、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加などが懸念され、また、介護施設等では人材の確保や負担の軽減が喫緊の課題となっています。

こうしたなか、近年、在宅・施設を問わず福祉用具や介護ロボット（以下「介護機器」）を使用する機会は増加しており、介護機器の安心・安全な利用を推進する取組みが求められています。

こうした背景から本取組みは、高齢者介護の現場で発生している（或いは「発生する恐れがある」）介護機器にかかわる「事故及びヒヤリハット情報」の提供を依頼し、収集した情報をもとに介護現場等で起こる可能性のある事故や怪我などを未然に防止するための事例を作成し、情報発信するものです。

本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

2. 介護機器の範囲

本事業において、取り扱う介護機器の範囲は、以下のとおりです。

- 在宅及び介護施設・事業所等において、使用される福祉用具等（高齢者の日常生活の便宜を図るための用具及び、介護を行う者の負担の軽減を図る用具）
- 介護保険において福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象となっている福祉用具
- ロボット介護機器の開発重点分野（平成29年10月）に該当する介護ロボットとし、かつ実用的に使用されているもの

3. 事故及びヒヤリハット情報の対象

原則、製品に起因しない事故及びヒヤリハットといたします。

但し、公的機関等において現在調査中のものや、原因不明なものは含めることとし、あきらかに製品の整備不良や経年変化等によるものの場合も含めることといたします。）

4. 事故及びヒヤリハット情報の定義

本事業において、取り扱う事故及びヒヤリハットの定義は、以下のとおりといたします。

- 「事故」とは、死亡又は負傷・疾病（医師の診断や治療を必要とするもの（或いは、必要となると思慮されるもの））とする。
- 「ヒヤリハット」とは、事故や怪我に繋がるような危険な使い方及び場面、事象等とする。（参考）

例えば、

- ・ 事故や怪我は発生していないが、起こる可能性があるもの
- ・ 福祉用具等の単体に限定せず、高齢者の生活介護の全般から、事故等に繋がる恐れがあるもの
- ・ 誰もが感じる危険な使用方法や使用場面、適用状況など
- ・ 大きな事故を未然に防ぐため、介護現場で共有すべきと考えるもの

- ・ 福祉用具等の破損や紛失、盗難は除くこととするものの、それらの事象から怪我に繋がる危険性があるもの

5. 提供方法について

(1) 市町村職員の皆様

令和3年3月19日に厚生労働省（老高発0319第1号他）が発出した「介護保険施設等における事故の報告様式」又は、独自の様式がある場合には、個人を特定する情報等を「黒塗り」して、そのまま提供してください。

(2) 高齢者介護サービス事業者の皆様

定型フォーマット（※）による提供又は、協会HPに設置した入力フォームへ直接書き込みしてください。<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/offer.html>

なお、当協会では昨年度までの情報提供の中から、既に397事例を作成しHPを通じて提供しております。利用シーンや利用場所、福祉用具等の種別毎に閲覧できますので、ご確認のうえご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、当協会では重症事故に限定しないで、ヒヤリハット情報の収集にも努めておりますので、併せてご確認ください。

定型フォーマットは、当協会のホームページからダウンロードすることができます。下記のページをご覧ください。

（※）定型フォーマット：「事故及びヒヤリハット情報」提供シート（Excel）

6. 情報提供の受付期間

令和5年6月15日（木）～令和6年3月1日（金）

※これ以降も継続して情報収集いたします。

7. 情報の提供先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 伊東・松本・五島（ごしま）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

電話番号：03（3266）6883

電子メールアドレス：robocare@techno-aids.or.jp

（本内容に関する問い合わせ）

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 伊東・松本・五島（ごしま）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

電話番号：03（3266）6883

電子メールアドレス：robocare@techno-aids.or.jp



製品に起因しない事故及びヒヤリハットの一例

○車いす

介助者が急いで開こうとして、指をシートパイプとフレームの隙間に挟んだ



車いすの操作に不慣れな人に起こりやすいヒヤリ・ハットではないでしょうか。車いすの操作の説明をする人は、このようなことが起きないように注意を促してください。操作する人は、例えば急いでも基本通りに操作し、習慣化することが大切です。

○ベッド

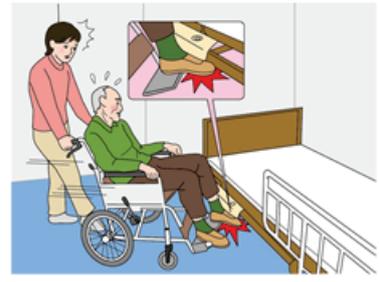
ベッドの高さを上げるつもりが、背上げの操作ボタンを押してしまい、バランスを崩した



立ち上がりを楽にするために、ベッドの高さを上昇させようとし、間違えて背上げの操作ボタンを押したのかもしれない。すぐに間違いに気がつけば大事には至らないことではありますが、パニックになってしまうことも考えられます。頻繁にこのような操作ミスが起こるときには、操作ボタンに目印を付けるなどの予防策を講じてはいかがでしょうか。

○車いすと移乗

利用者の片方の足がフットサポートからずり落ちていたが、介助者がそれに気づかず車いすを操作し、つま先をぶつけた



特に姿勢が崩れていると足の先端は介助者が思うよりもずっと先に出ていることがあります。足先は介助者からは死角になり見えづらいので、特に狭い場所での移動には注意しましょう。クッション・パッドを利用したり、車いすを調整するなど座位が崩れない工夫も必要です。

事故や怪我に繋がるような危険な使い方及び場面、事象等の一例

○手すりと普通ベッド

寝返りが原因でベッドから転落した際、横に設置していた床置き形手すりとベッドの隙間に挟まってしまった



床置き形手すりは、手すりの付属しない木製ベッドに組み合わせて使用されることが多くありますが、ベッドに固定されているわけではありませんので、どうしても隙間ができてしまいます。このような隙間のリスクを認識して、危険が予想される場合は介護用のベッドを利用するなどの対応が求められます。

○電動三輪車と歩行者

外出先で使用する歩行車を運転席にのせて走行したが、車体からはみ出していたためガードレールと接触してしまった



走行中の接触ではかなり大きな衝撃が予想されます。利用者のケガにとどまらず、歩行車への加害も考えられる危険な事例です。電動車いすは、歩行に何らかの補助が必要な人が利用するものであり、歩行補助具を積載しての走行は想定されることですが、歩行車の安全な積載については難しいというのが現状のようです。メーカーの開発努力が期待されることです。

○送迎車

車いすの固定はしっかりと出来ていたが、本人が苦しいので車両のシートベルトはつけていなかった。まさか、急ブレーキがかかるとは考えていなかった



車両に乗車中のシートベルトは、一般の座席でも車いすでも同様に必要な安全装置です。車いすにも座位保持用の安全ベルトが装着されている場合がありますが、車両のものは目的が違いますので、必ず車両のシートベルトを装着しましょう。

介護機器の安全利用に関する「事故及びヒヤリハット情報」の提供シート

情報提供日: 令和 年 月 日

1. 所属等

所属		お名前	
部署		電話又は、 メールアドレス	
住所			

2. 事故及びヒヤリハット情報(記載可能な範囲で差し支えありません。)

(1)福祉用具・介護ロボット等 例) 用具種類:杖、歩行器、車いす、ベッド、ポータブルトイレ、見守り支援機器 など

製品区分		メーカー名	
用具種類		製品名・型番	

(2)いつ 例) 場面:起床時、夜勤中、食事中など 時間帯:22時頃

場面		時間帯	
----	--	-----	--

(3)どこで 例) 発生した場所:お風呂、トイレ、ベッド周辺、階段、調理・洗濯、外出先など

場所	
----	--

(4)かかわった人 注) その他を選択した場合、具体的に記入してください

高齢者 ご本人	<input type="checkbox"/>	家族 親戚	<input type="checkbox"/>	介護者	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	
------------	--------------------------	----------	--------------------------	-----	--------------------------	-----	--------------------------	--

(5)何をしているとき 注) 具体的な行為や作業など

(6)どのようなことが起こった(或いは「どのように感じた」)

お願い) 可能であれば、現場の状況が把握できるような写真や図、イラスト等を添付してください。

(7)どうして(6)のようなことが起きましたか(或いは「起きたと思いますか」)

注) 利用者の身体状況や使用場面、製品の管理状態など推測される予兆や要因など、わかる範囲で記載してください。

3. 情報に関する問い合わせ

協会からの問い合わせ(可・不可)	<input type="checkbox"/>
------------------	--------------------------

情報提供いただき、ありがとうございました。

※事務局記載欄

受付年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
-------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------